秋田市国民健康保険 糖尿病および慢性腎臓病(CKD)重症化予防プログラム

作 成 平成30年 3月 6日 一部改正 令和 元年 7月22日 一部改正 令和 3年12月21日 最終一部改正 令和 7年 3月31日 秋 田 市 医 師 会

1 目的

糖尿病および慢性腎臓病(以下「CKD」という。)が重症化するリスクの高いかたを 医療に結びつけるとともに、糖尿病性腎症等で治療中の患者のうち、重症化するリスクの 高い通院患者に対し保健指導を行い、腎不全、人工透析への移行を予防する。

2 受診勧奨

(1) 未治療者への受診勧奨

ア対象

秋田市国民健康保険(以下「秋田市国保」という。)被保険者の特定健康診査(以下「特定健診」という。)のデータから表1に示す者を抽出した上で、レセプトデータ等を照合し、直近6か月以内に対象となった関連の疾患等で受診した記録のない者

(表1) 未治療者の対象者抽出基準

HbA1c	腎機能	受診勧奨
8.0%以上	① (腎機能問わず)	レベルⅢ
	② eGFR45 未満(ml/分/1.73 m²)又は尿蛋白(2+)以上	レベルIII
7.0%以上	③ eGFR45 以上(ml/分/1.73 m²)かつ尿蛋白(+)の場合	レベルⅡ
7.9%以下	④ eGFR45 以上 60 未満(ml/分/1.73 m²)又は尿蛋白(±) ⑤ eGFR60 以上(ml/分/1.73 m²)かつ尿蛋白(一) ⑥ 判定不可	レベルⅡ
	⑦ eGFR45 未満(ml/分/1.73 m²)又は尿蛋白(2+)以上	レベルIII
6.5%以上 6.9%以下	⑧ eGFR45 以上(mℓ/分/1.73 m²)かつ尿蛋白(+)の場合	レベルⅡ
	⑨ eGFR45 以上 60 未満(ml/分/1.73 m²) 又は尿蛋白(±)※血圧高値の場合のみ	レベルⅡ
6.5%未満 (又は未測定)	⑩ eGFR45 未満(m0/分/1.73 ㎡)又は尿蛋白(2+)以上	レベルⅡ
	⑪ eGFR45以上(ml/分/1.73 m²)かつ尿蛋白(+)の場合	レベルI

※血圧高値:収縮期血圧 140mmHg 以上又は拡張期血圧 90mmHg 以上

		以下のどちらかに該当 eGFR<45 尿蛋白+以上	以下のどちらかに該当 45≦eGFR<60 尿蛋白±	以下の両方に該当 60≦ eGFR 尿蛋白-	腎障害の程度 判定不可
	8.0以上		(D	
HbA1c (%)	7.0~7.9	② ③	(4)	(5)	©
	6.5~6.9	⑦ ⑧	<u></u> 9×1		
	6.5未満*2	()			

※1) 血圧高値(収縮期血圧140mmHg以上または拡張期血圧90mmHg以上)のみ対象。

イ 実施方法

受診勧奨レベル毎に以下のとおりを原則とするが、必要に応じて柔軟に対応する。

(表2) 未治療者の受診勧奨方法

受診勧奨レベル【	文書による受診勧奨を行う。
受診勧奨レベルⅡ	文書による受診勧奨後、レセプト等により受診が確認できない場合は、電話又は訪問により再勧奨を行う。電話又は訪問により再勧奨ができなかった場合は、文書による再勧奨を行う。
受診勧奨レベルⅢ	文書による受診勧奨後、速やかに訪問により個別に受診勧奨を行う。 その後、レセプト等により受診が確認できない場合は、電話又は訪問 により再勧奨を行う。電話又は訪問により再勧奨ができなかった場合 は、文書による再勧奨を行う。

(2) 治療中断者への受診勧奨

ア対象

秋田市国保被保険者のうち、過去2年前から1年前までの1年間に糖尿病で治療歴があり、最近6か月以内に糖尿病で受診した記録がなく、(1)に該当しない者

イ 実施方法

文書による受診勧奨後、レセプト等により受診が確認できない場合は、電話又は 訪問により再勧奨を行う。電話又は訪問により再勧奨ができなかった場合は、文書 による再勧奨を行う。

^{※2)} HbA1 c未測定を含む。

(3) 受診勧奨後の受診状況の確認

(1)および(2)について、文書による受診勧奨時点から6か月後までの受診状況をレセプトで確認する。

3 糖尿病治療中の患者への保健指導

医師が保健指導を必要と認めた場合、次の対象に実施する。

(1) 対象

秋田市国保被保険者のうち、糖尿病で治療中に、腎機能の低下がみられ、医師が保健 指導を必要と判断し、患者本人から同意があった者

- (2) 保健指導から除外する者
 - ア 糖尿病性腎症の病期が第4期又はCKD重症度分類ステージがG3b以上の者
 - イ 認知機能障害やその他の疾患で医師が除外すべきと判断した者
- (3) 実施場所

市役所、自宅等

(4) 実施方法

- ア 医師は患者にプログラムについて説明し、「糖尿病および慢性腎臓病(CKD) 重症化予防プログラムに基づく保健指導同意書」(様式1)を手交する。
- イ 医師は、様式1の提出があった患者について、「糖尿病および慢性腎臓病(CKD) 重症化予防プログラムに基づく保健指導依頼書」(様式2)を作成し、市に連絡する。
- ウ 市は、医師の助言に基づき、指導を実施する。なお、指導期間はおおむね6か月と する。
- エ 市は、「糖尿病連携手帳」(日本糖尿病協会発行)等により、医師と情報を共有し、 適宜保健指導の結果を報告する。

4 事業評価

事業の実施内容について、以下の項目等により評価する。

【ストラクチャー評価】

	評	価	指	標	
医師会等との連携状況					
実施体制の構築状況					

【プロセス評価】

評	価	指	標	
対象者抽出基準	隻			
対象者への受診勧奨の方法				

【アウトプット評価】

	評 価 指 標		
亚苏和姆	プログラムに基づいて抽出された対象者のうち	未治療者	\circ
受診勧奨	受診勧奨通知を送付した人数、割合	中断者	0
保健指導	医療機関からの保健指導依頼数		
	保健指導実施者数、実施率		

【アウトカム評価】

	評価指標		短期	中長期
受診勧奨	6 4 月後の延慢家	未治療者	0	
	6か月後の受療率	中断者	0	
	検査値の変化		\bigcirc	
保健指導	生活習慣の変化			
	医師からの依頼目標の達成状況			
被保険者全体	医療費の推移(外来医療費、総医療費)		\bigcirc	\circ
	被保険者に占める糖尿病患者の割合		\circ	\circ
	HbA1c8.0%以上の者の割合			\circ
	新規人工透析患者数		\circ	\circ
	人工透析患者総数		0	0

5 評価体制

秋田市医師会と連携し、評価・検証・課題の検討を行う。なお、地域糖尿病重症化予防対策推進会議は、秋田市医師会特定健診等委員会にあてる。